議案第８号

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案

令和３年（２０２１年）５月２１日提出

札幌市長　秋　元　克　広

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

札幌市立学校設置条例（昭和３９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表(2)中学校の表中

「

札幌市立山鼻中学校	札幌市中央区南２３条西１３丁目

」

を

「

札幌市立山鼻中学校	札幌市中央区南２３条西１３丁目
札幌市立星友館中学校	札幌市中央区南３条西７丁目

」

に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（理　由）

公立夜間中学として星友館中学校を設置するため、本案を提出する。